右

第三千二百三号

二月二十四日

平成

急傾斜地崩壊危険区域の指定. 道路の区域の変更..... 漁船保険付保義務の発生...... 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生..... 公 同......

漁業の許可等の申請期間.

(水産振興課) ...

同 同

:

告

示

目

次

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示 会警 計察

課部

:

三

示

青森県告示第九十四号

の規定により告示する。 ので、同規則第八条第三項 (同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。) 底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた (同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。) の規定により、小型機船 青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項

平成二十二年二月二十四日

(

青森県知事 Ξ 村 申

吾

備考 平成二十二年四月一日から同月十三日まで

許可又は起業の認可を申請すべき期間

二 操業区域 域のうち漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域 漁業種類 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区 手繰第二種漁業のうち、いさざひき網漁業

Ξ

許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度

青森県告示第九十五号

の規定により公示する。 要件に適合すると認めたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 第百八条第二項の規定により次

平成二十二年二月二十四日

(河川砂防課) ...

=

課 :

同

青森県知事 Ξ 村 申

吾

北津軽郡中泊町大字小泊字下前五〇の二 機野 武 世界郡中泊町大字小泊字下前五〇の二 に 乗り が まま おいっぱん おいっぱん いっしん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱん いっぱ	・ 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師宮本五八の 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四○の三 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田四○の三	発起人の住所及び氏名(名称)
合の地区 下前区域 組 組	外ヶ浜第四区域の同様の対象のでは、学生のいは、学生のでは、学生のいは、学生のいは、学生のいは、学生のいは、学生のいは、学生のいは、学生のいは、生のいは、生のいは、生のいは、生のいは、生のいは、生のいは、生のいは、	区域
かつりは、というでは、は終わり、主というの、主というの、主というのは、といりのは、というのは、といりのは、というは、というは、といいは、といいは、といは、といは、といいは、といは、といは、といは、といは	漁業として底建網	区分

青森県告示第九十六号

漁船損害等補償法 (昭和二十七年法律第二十八号) 第百十二条の二第二項の規定に

公示する。項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項の規定によりよる次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申

吾

青森市八重田二丁目四番八号 青森市大字奥内字宮田二番地 青森市大字野内字菊川二六三番地 発 起 人 の 住 所 及 び 杉 齋 横 氏 田 内 藤 名 貞 憲 勝 悟 青森 加入区の名称

青森県告示第九十七号

(格)には……と言い、引見り配さいにしたにしる。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年三月二十三日まで青森県県土整道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

平成二十二年二月二十四日

備部道路課において一般の縦覧に供する。

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

	番図号面					
	種道 路 類の					
	路 線 名					
	变					
	更					
	Ø					
	むつ市大字田名部字下平三五の二七までむつ市大字関根字名子四の五〇から		X			
後	前	前	前変 後更 別の			
三六・〇〇メートルまで	一四・〇〇メートルまで	四八・五〇メートルまで一六・〇〇メートルから	敷地の幅員			
二六一・〇〇メートル	二三四・〇〇メートル	二六一・〇〇メートル	敷地の延長			
			備考			

青森県告示第九十八号

なお、その関系図面は、青森県県土整備邪可川沙防課及び中南地域県民司地は三項の規定により公示する。

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

大沢五号急傾斜地崩壊危険区域

を結ぶ線は直線とする。 柱八号を結んだ線は市道大沢梨子平三号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱七号と標次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	 大 字 名	字	名	地
_	弘前市	大沢	大		
=	"	"	鷲上沢		
Ξ	"	"	"		
四	"	"	"		
五	"	"	上村元		
六	"	"	"		
七	"	"	"		
八	"	"	"		
九	"	"	 大 萢		

## 一 茂森町二号急傾斜地崩壊危険区域

標柱を設置した土地の表示

五	四	Ξ	=	_	標柱番号
"	"	"	"	弘前	市
				市	町
					村
					名
"	"	"	西茂	南袋	大
			森一	町	字
			丁目		名
					字
					名
_ ტ	_ ტ	_ ტ	_ ტ	<u> </u>	地
Ξ	Ξ	七	九	几	
					番
	"	11 11	" " " "	11 11 11 11	

## 青森県告示第九十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

三項の規定により公示する。 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第

部に備え置いて縦覧に供する。なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備

平成二十二年二月二十四日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

唐崎二号急傾斜地崩壊危険区域

線とする。 号を結んだ線は町道一〇四号線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱四尺に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標

標柱を設置した土地の表示

四	Ξ	=	_	標柱番号
"	"	"	北津軽郡中泊町	市町村名
"	"	"	今泉	大字名
"	"	"	唐崎	字名
二九八	=00			地
				番

## 公

告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成二十二年二月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

物品等の名称及び数量

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人) 定価小口一枚二付十五円一銭

毎週月・水・金曜日発行

( 4 ) 四 Ξ 六 五 方としたものである。 入札の公告を行った日 平成二十一年十一月六日 契約の相手方を決定した手続 四千八百七十三万三千二百三十円 契約金額 平成二十一年十二月十八日 契約の方法 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 警察官冬帽子外 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手 青森市新町一丁目一三の二 さくら野東北株式会社青森店 契約の相手方の名称及び住所 契約の相手方を決定した日 青森市新町二丁目三の一 青森県警察本部警務部会計課 一般競争入札 総数 — 四 〇四四点